

山運整第 159 号
令和5年8月23日

自動車特定整備事業者 各位

国土交通省
東北運輸局山形運輸支局長

令和5年度整備主任者技術研修（実習）の実施について

標記について、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第8号の規定に基づき、下記のとおり実施しますので、貴事業場において研修対象となる整備主任者を受講させるよう通知します。

記

1. 研修対象者
令和5年4月1日現在、整備主任者として選任されている者。
ただし、複数名の整備主任者を届け出ている事業場の場合は、整備主任者のうち1名以上を技術研修の受講対象者としても差し支えありません。
なお、山形運輸支局長が認定した機関のうち記3.の自動車整備振興会以外で技術研修を受講した場合は、当研修の受講は要しません。
2. 場所及び日時
別紙のとおり
3. 研修実施機関
一般社団法人山形県自動車整備振興会（山形運輸支局長認定機関）
4. 研修資料
当日配布となります。
なお、教材費等が別途必要になります。

令和5年度整備主任者技術研修（実習）実施場所及び日時一覧

(1) 山形県自動車整備振興会本部

（住所：山形市大字漆山字行段1961番地、電話：023-686-4832）

令和5年10月16日（月）（10：00～16：00）

ご都合の合わない方は、整備振興会本部あてご相談ください。

(2) 山形県自動車整備振興会庄内分室

（住所：東田川郡三川町大字押切新田字歌枕109番地6、
電話：0235-66-4091）

令和5年 9月29日（金）（10：00～16：00）

ご都合の合わない方は、整備振興会庄内分室あてご相談ください。

自動車特定整備事業者 各位

令和5年度整備主任者技術研修（実習）受講時のご案内

1. 受付

山形県自動車整備振興会が行いますので、実習開始30分前まで山形県自動車整備振興会本部2階又は庄内分室の2階に直接お越し下さい。

2. 教材費等

研修費（テキスト代含む） 17,600円

3. 研修内容

「座学」

- ・令和5年度自動車整備事業のビジョンⅡ 山形県出版
- ・OBD検査について
- ・FAINES パソコン実習

「実習」

- ・FAINESとスキャンツールを使用した実習

4. その他

令和5年度整備主任者技術研修（学科）及び令和5年度整備主任者法令研修については、別途通知します。

以上

（お問い合わせ先）
東北運輸局 山形運輸支局
検査整備保安担当 石井
TEL：023-686-4711